

島原地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成18年3月22日条例第2号

改正 平成28年3月29日条例第3号 令和2年1月10日条例第1号

令和5年3月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他管理者が必要と認める事項

(長崎県人事委員会への照会及び報告)

第4条 管理者は、毎年7月末までに、長崎県人事委員会に対し、前年度における業務の状況を照会し、その結果の報告を受けなければならない。

(長崎県人事委員会からの報告事項)

第5条 管理者が前条の規定により報告を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末まで

に、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 組合掲示板への掲示
- (2) 組合のホームページへの掲載

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第3号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月10日条例第1号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 8 島原地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年島原地域広域市町村圏組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則（令和5年3月27日条例第3号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。

- (4) 旧定年条例 第1条の規定による改正前の島原地域広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新定年条例 第1条の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧定年条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新定年条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。
- (9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。
- (10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (12) 定年前再任用短時間勤務職員 新定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。
- (13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。
- (14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

（島原地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の島原地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下この条において「新人事行政公表条例」という。）第3条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新人事行政公表条例の規定を適用する。